

議案第100号

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、議決を求める。

- 1 損害賠償額 721,354 円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○
○ ○ ○ ○
- 3 事故の概要

令和4年11月4日午後4時00分頃、久喜市鷺宮地内の鷺宮総合支所第2駐車場内において、職員が公用車を後退させたところ、車両の左前方部分が同地内に駐車していた乗用車の左側面と接触し破損させた。

令和4年12月23日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

器物破損事故による損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、この案を提出するものであります。